

令和2年6月

上天草市農業委員会会議録

令和2年6月10日招集

熊本県上天草市農業委員会

令和2年6月10日

午前9時30分開会

上天草市役所・大矢野庁舎 2階庁議会

1. 議事日程

- 日程第1 開 会
- 日程第2 議事録署名委員の指名について
- 日程第3 議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について
- 日程第4 議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
- 日程第5 議案第3号 農用地利用集積計画(案)について
- 日程第6 議案第4号 農業委員会事務の実施状況等の承認について
- 日程第7 議案第5号 上天草市農業委員会農地等の利用の最適化の推進に関する指針の承認
について
- 日程第8 その他

2. 本日の出席委員は次のとおりである。(11名)

会長 西岡 光雄	職務代理者 進田 治住	2番 松岡 健二郎	3番 山口 勝喜
4番 水野 美奈子	5番 木嶋 たか子	6番 磯田 清俊	7番 岩崎 國重
8番 源 義通	9番 松本 光義	10番 森 和敏	

(事務局)

局長 徳弘 恵吾 主事 塩田 有沙 主事 池林 真斗 会計年度任用職員 山下 久美

1 開 会

事務局（徳弘）

おはようございます。ただいまより、令和2年6月上天草市農業委員会総会を開会いたします。本日、全委員の方が出席となっております。出席委員が過半数を超えていますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定に基づき、本会が成立することをご報告いたします。

上天草市農業委員会会議規則第4条の規定により、会長が会議の議長となりますので、ご挨拶と議事の進行をお願いいたします。

2 会長挨拶

議長（西岡）

皆さん、おはようございます。

一同

（おはようございます。）

議長（西岡）

本日は6月の総会ということで、皆さん方には大変ご多忙の中ではございますけれども、ご出席をいただきまして、ここに開催をできますことを厚く御礼を申し上げたいと思います。

本日は農業委員、推進委員、全委員お集まりをいただいた中での総会でございます。皆さん方も先刻ご承知のとおり、連日コロナコロナで非常に経済情勢も変わっておりますし、生活様式もコロナによっていろんな変わり方をいたしております。そういった中で、いつまでこのコロナというのが続くのか、大変心配をいたしているわけでございますけれども、我々に与える影響というものが非常に大きいということは、皆さん方もご承知だろうと思います。いずれにしましても一日も早いコロナの終息を願わずにいられないわけでございます。

そしてまた、例年行われております農地利用状況調査が今月から始まることになっております。大変暑い中で、皆さん方にご苦勞をかけますけれども、どうかひとつよろしくをお願いいたしたいと思います。

それでは、早速議事に入らせていただきます。どうぞ本日はよろしくをお願いいたします。

3 議事録署名委員の指名について

議長（西岡）

それでは、本日の議事録署名委員の指名を行います。5番、木嶋委員、6番、磯田委員、よろしくお願いいたします。

4 議事

議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について

議長（西岡）

それでは、議事に入ります。議案第1号農地法第3条第1項の規定による許可申請の承認について。1番から事務局説明をお願いいたします。

事務局（塩田）

はい。議案第1号、番号1番です。議案は2ページになります。

説明の前に申し訳ありませんが、1番の地番、一番上の△△△△番△は△△△△番△の間違いでしたので、訂正をお願いいたします。

では改めて説明いたします。申請人は大矢野町の個人の方です。申請地の物件表示は、大矢野町上地区字□□△△△△番△外1筆、地目は畑1筆、田1筆、合計面積は1,059㎡です。申請場所は、図面1ページ①、詳細は2～4ページのとおりで、直線距離で○○○○○から西の方向、約2kmのあたりに位置しております。

申請人の経営状況は、経営面積が田3,278㎡、畑4,139㎡、合計7,417㎡、稼動力は3、農機具等は、耕運機1、軽トラック1、消毒機1、草刈機1です。申請理由は、贈与による所有権の移転です。

続きまして、許可基準に照らした結果について説明いたします。全部効率利用要件及び農作業常時従事要件については、書類審査及び聞き取りを行いました。取得後全ての農地を利用し、農作業に常時従事されるということです。通作距離は自宅から車で3分程度であり、農機具の状況からしてもこの要件をクリアしております。また、農業委員会の定める下限面積要件40aを上回っており、問題ありません。申請人が自ら耕作することであり、転貸禁止要件にも該当しません。地域との調和要件では、ナスやピーマン、キュウリなどを栽培予定とのことであり、周辺の営農条件への支障はないものと思われま。説明は以上になります。

議長（西岡）

はい、ありがとうございました。続きまして、担当委員の説明をお願いいたします。

推進委員（山内）

きのうはどうもお疲れさまでした。1号1番について、推進委員の山内が説明し

ます。

譲渡人は母親で、高齢で、元気なうちに贈与したいとのことでした。ナス、ピーマン、キュウリ等を作るとのことでした。ここは田と畑の2筆です。4月に承認されたところを申請人は1筆とと思っていましたが、それが2筆だったそうです。ここには玉ねぎ、大根を作るとのことでした。ご審議よろしくお願ひします。

議長（西岡）

はい、ありがとうございました。ただいま1番の説明が終わりましたけれども、皆さん方、ご意見、ご質問ございませんか。

（異議なし の声あり）

議長（西岡）

ご異議ございませんので、申請どおり承認することに決定いたします。続きまして、2番、事務局から説明をお願いいたします。

事務局（塩田）

はい。議案第1号、番号2番です。議案は2ページになります。

申請人は松島町の個人の方です。申請地の物件表示は、松島町今泉地区字□□△△△△△△外1筆、地目は田、合計面積は1,472㎡です。申請場所は、図面1ページ②、詳細は5～6ページのとおりで、直線距離で○○○○○から南南西の方向、約9.6kmのあたりに位置しております。

申請人の経営状況は、経営面積が田7,531㎡、畑2,641㎡、合計1万172㎡、稼動力は1、農機具等は、トラクター2、軽トラック1、モア1、草刈機1、ロールベアラ1です。申請理由は、贈与による所有権の移転です。

続きまして、許可基準に照らした結果について説明いたします。全部効率利用要件及び農作業常時従事要件については、書類審査及び聞き取りを行いました。取得後全ての農地を利用し、農作業に常時従事されるということです。通作距離は自宅から徒歩2分程度であり、農機具の状況からしてもこの要件をクリアしております。また、農業委員会の定める下限面積要件40aを上回っており、問題ありません。申請人が自ら耕作することであり、転貸禁止要件にも該当しません。地域との調和要件では、飼料稲などを栽培予定とのことであり、周辺の営農条件への支障はないものと思われまふ。説明は以上になります。

議長（西岡）

はい、ありがとうございました。続きまして、担当委員の説明をお願いいたします。

8番（源）

はい。議案1号の2番につきまして、席番8番の源が説明申し上げます。きのうの現地調査は大変お疲れさまでした。

本件はですね、図面の5ページ、6ページをご覧くださいますと、特に6ページをご覧くださいただけると思ひますが、もともとの図面はですね、このように入り組んで

おります。ところが現在の状況を画面で見いただきますと、ほとんど長方形に整備をされております。なぜかという、6ページのちょうど真ん中から右側の入り組んだ土地が4筆あるわけですが、これを申請人の父親と譲渡人の方が、ずっと昔にお互いに土地の交換をして、このような長方形の土地にして活用してきたということです。さらに、この6ページの図面の中にある土地は、一部地目が畑です。そういうことで、この申請人が今年父親が亡くなられた関係で、相続する際に私に相談がありましたので、「この機会に整理をしてください、現状にあわせて地目を全て水田に変えて相続したほうがいい。」と提案したところでした。そして、譲渡人は、以前は耕作をしていたわけですが、現在は人に貸しており、自ら耕作をしていない状況で、今回この申請人に全て引き取ってほしいということになり、申請人は「わかりました」ということで引き受けることになりました。よろしくお願ひします。

議長（西岡）

はい、ありがとうございました。ただいま2番の説明が終わりましたけれども、皆さん方、ご意見、ご質問ございませんか。

（異議なし の声あり）

議長（西岡）

ご異議ございませんので、申請どおり承認することに決定いたします。

議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

議長（西岡）

続きまして、議案第2号農地法第5条第1項の規定による許可申請の承認について。1番から事務局説明をお願いいたします。

事務局（池林）

はい。議案第2号、番号1番です。議案は4ページになります。申請人は、大矢野町の個人の方です。申請地の物件表示は、大矢野町上地区字□□△△△△番、地目は畑、面積11.5㎡です。申請場所は、図面1ページ③、詳細は7～8ページのとおりで、直線距離で○○○○○から北西の方向、約1.7kmのあたりに位置しております。申請内容及び事業計画については、転用目的は駐車場で、事業資金は、土地造成費△△万△△△△円、雑費△万円、合計△△万△△△△円であり、資金計画では、自己資金等の合計が事業資金を上回っているため問題ないと思われます。権利の種類は、贈与による所有権の移転です。

続きまして、許可基準に照らした結果について説明いたします。農地区分は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い第2種農地と判断します。転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意の状況は、隣接する農地所有者及び地区の排水同意書を確認しています。給排水計画については、給水の必要はなく、排水については、雨水は既設側溝へ排水し、生活雑排水及び汚水はありません。被害

防除については、造成は整地程度で行い、大規模工事を行わないので、土地の流出等はなく被害はないと考えられますが、万一被害があった場合は、責任を持って解決にあたるということです。完成後も駐車場としての利用のみであり、近隣農地への影響はありませんが、争議になった場合には申請人が対応するということです。説明は以上です。

議長（西岡）

はい、ありがとうございました。続きまして、担当委員の説明をお願いいたします。

6番（磯田）

はい。6番、磯田が説明します。これまでに使用していた駐車場が都合により使用できなくなったということで、近くに駐車場がわりになるところを探していましたが、すぐ家の横に親戚の方の農地があるということで、譲り受けることができるようになりました。申請人も年齢が70歳近くになって、今までどおりに重い荷物を運んだりすることがだんだん困難になるかと思われます。できるだけ家の近くということでここを選ばれたそうです。

家のすぐ近く、農地の一面にですね、観音さまか地藏さまかありますが、これは移動させずそのまましていたほうがいいんじゃないかということで、その裏側から駐車場に利用するというふうにおっしゃっておられました。以上です。

議長（西岡）

はい、ありがとうございました。ただいま1番の説明が終わりましたけれども、皆さん方、ご意見ございませんか。

（異議なし の声あり）

議長（西岡）

ご異議ございませんので、申請どおり承認することに決定いたします。続きまして、2番、事務局から説明をお願いいたします。

事務局（池林）

はい。議案第2号、番号2番です。議案は同じく4ページになります。

申請人は、宇城市の個人の方です。申請地の物件表示は、大矢野町上地区字□□△△△△番△、地目は田、面積375㎡、転用面積は91.09㎡です。申請場所は、図面1ページ④、詳細は9～10ページのとおりで、直線距離で○○○○から西の方向、約0.2kmのあたりに位置しております。申請内容及び事業計画については、転用目的は個人住宅で、事業資金は、土地購入費△△△万円、建築費△△△△万円、合計△△△△万円であり、資金計画では、自己資金等の合計が事業資金を上回っているため問題ないと思われます。権利の種類は、売買による所有権の移転です。

続きまして、許可基準に照らした結果について説明いたします。農地区分は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い第2種農地と判断します。

転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意の状況は、隣接する農地がないため、地区の排水同意書のみ確認しています。給排水計画については、給水は市の上水道を利用し、排水については、雨水は溜め樹に集水後、既設側溝に排水し、生活雑排水及び汚水は、合併浄化槽にて処理後、既設の側溝に排水するとのこと。被害防除については、造成工事の必要はなく、完成後も近隣農地への影響は全くないとのこと。説明は以上です。

議長（西岡）

はい、ありがとうございました。続きまして、担当委員の説明をお願いいたします。

6番（磯田）

はい。6番、磯田が説明します。申請人は学校の先生で、3年間の地域間交流ということで、現在は宇城市の松橋にアパートを借りて住んでおられます。来年度から天草に帰ってこられるということで、生まれ育った大矢野の土地にどうしても家を建てたいという希望がありまして、この土地を選んだそうです。周りには家が建ち並んでいて、空き地や遊休農地はあまりありませんし、耕作されている農地も見当たらないような状況です。造成工事は、道路より少し土地が上がっている状態ですので必要はないかと思われれます。以上です。

議長（西岡）

はい、ありがとうございました。ただいま2番の説明が終わりましたけれども、皆さん方、ご意見、ご質問ございませんか。

（異議なし の声あり）

議長（西岡）

ご異議ございませんので、申請どおり承認することに決定いたします。続きまして、3番、事務局から説明をお願いいたします。

事務局（池林）

はい。議案第2号、番号3番です。議案は同じく4ページになります。申請人は、松島町の個人の方です。申請地の物件表示は、松島町合津地区字□□△△△△番△、地目は田、面積340㎡、転用面積は115.1㎡です。申請場所は、図面1ページ⑤、詳細は11～12ページのとおりで、直線距離で○○○○○から南の方向、約8.8kmのあたりに位置しております。申請内容及び事業計画については、転用目的は個人住宅で、事業資金は、土地購入費△△△万円、建築費△△△万△△△△円、合計△△△△万△△△△円であり、資金計画では、自己資金等の合計が事業資金を上回っているため問題ないと思われれます。権利の種類は、売買による所有権の移転です。

続きまして、許可基準に照らした結果について説明いたします。農地区分は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い第2種農地と判断します。転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意の状況は、隣接する農地所有者及び地

区の排水同意書を確認しています。給排水計画については、給水は市の上水道を利用し、排水については、雨水は溜め桧に集水後、既設側溝に排水し、生活雑排水及び汚水は合併浄化槽で処理後、既設の側溝に排水するとのことです。被害防除については、造成時の土砂の流出や崩壊については、十分防止対策を取り、周辺地域に被害が及ばないようにするとのことです。また、工事完了後も近隣の農地への影響も全くないということです。説明は以上です。

議長（西岡）

はい、ありがとうございました。続きまして、担当委員の説明をお願いいたします。

2番（松岡）

2号3番について、2番の松岡が説明申し上げます。きのうは暑い中に現地確認ご苦労さまでした。

周囲は耕作放棄地で、何の影響もないと思います。申請人が今はアパート生活で、子どもが大きくなって手狭になったということです。慎重審議よろしく願います。

議長（西岡）

ただいま説明が終わりましたが、皆さん方、ご意見ございませんか。

（異議なし の声あり）

議長（西岡）

はい、ご異議ございませんので、申請どおり承認することに決定いたします。続きまして、4番、説明をお願いいたします。

事務局（池林）

はい。議案第2号、番号4番です。議案は同じく4ページになります。申請人は、松島町の個人の方です。申請地の物件表示は、松島町今泉地区字□□△△△△番、地目は畑、面積386㎡、転用面積は110.13㎡です。申請場所は、図面1ページ⑥、詳細は13～14ページのとおりで、直線距離で〇〇〇〇〇から南の方向、約10kmのあたりに位置しております。申請内容及び事業計画については、転用目的は個人住宅で、事業資金は、土地購入費△△△万円、土地造成費△△△万円、建築費△△△△万△△△△円、合計△△△△万△△△△円であり、資金計画では、自己資金等の合計が事業資金を上回っているため問題ないと思われれます。権利の種類は、売買による所有権の移転です。

続きまして、許可基準に照らした結果について説明いたします。農地区分は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い第2種農地と判断します。転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意の状況は、隣接する農地所有者及び地区の排水同意書を確認しています。給排水計画については、給水は市の上水道を利用し、排水については、雨水は道路側溝へ排水し、生活雑排水及び汚水は合併浄化槽を設置するとのことです。被害防除については、高さ約50cmで造成を行い、近

隣農地に影響がないようL型擁壁を設置するとのこと。また、完成後は近傍農地への悪影響はありませんが、万一争議が生じた場合には、申請人が誠意を持って対応するとのこと。説明は以上です。

議長（西岡）

はい、ありがとうございました。続きまして、担当委員の説明をお願いいたします。

推進委員（柳本）

どうもきのうからお疲れでございました。議案2号の4番を推進委員の柳本が説明いたします。

今、事務局の説明のとおりです。申請人は、あちこちの土地を当たられたそうです。最終的にたどり着いたのが、〇〇〇〇前のこの土地が見つかったということです。隣接の家がありますけど、間に昔は小さい里道があったそうで今、排水になっているそうです。排水も流すところに問題ありません。隣のほうもきちんとした区分けもしてありますので、何の問題もないと思います。道も広い道がありますので、どうか審議のほどよろしくをお願いいたします。

議長（西岡）

はい、ありがとうございました。ただいま4番の説明が終わりましたけれども、皆さん方、ご意見、ご質問ございませんか。

（異議なし の声あり）

議長（西岡）

ご異議ございませんので、申請どおり承認することに決定いたします。

議案第3号 農用地利用集積計画（案）について

議長（西岡）

続きまして、議案第3号農用地利用集積計画（案）について。事務局のほうから説明をお願いいたします。

事務局（塩田）

はい。議案第3号農用地利用集積計画（案）、貸借権設定について説明いたします。

議案は5ページから6ページになります。

今回の農用地利用集積計画は、再設定の計画が1件となっております。内容については議案のとおりで、利用目的、借地設定期間及び支払方法等については、前回の集積計画から変更等はありませんでした。利用権の設定をする人1名、利用権の設定を受ける人1名、利用権設定合計面積は1,505㎡となっております。

以上の計画は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項各要件を満たしていると考えます。説明は以上になります。

議長（西岡）

はい、ありがとうございました。ただいま議案第3号の説明が終わりましたけれども、皆さん方のご意見、ご質問ございませんか。

（異議なし の声あり）

議長（西岡）

ご異議ございませんので、議案第3号につきましては、原案どおり承認することに決定いたします。

議案第4号 農業委員会事務の実施状況等の公表について

議長（西岡）

続きまして、議案第4号農業委員会事務の実施状況等の公表について。農業委員会等に関する法律第37条等に基づき、各農業委員会は、農地等の利用の最適化の推進状況、その他の事務に関する活動計画及び活動の点検評価について、毎年6月30日までにホームページ等で公表することとなっています。令和元年度の点検評価及び令和2年度の計画について意見を求めますということで、事務局の説明をお願いいたします。

事務局（徳弘）

はい。本日追加でお配りしている桃色、黄色、青色の付箋紙が付いている用紙になります。今、会長からご説明いただいたとおり、農業委員会等に関する法律第37条及び農林水産省の政策課長通知に基づき、全国の農業委員会は、農地等の利用の最適化の推進状況、その他の事務に関する活動計画及び活動の点検評価について、6月30日までにホームページなどで公表をするようにということになっております。平成28年度から全く同じ様式で毎年行っておりまして、前回まではこの様式に基づいていろいろデータがありますので、入力したものを事務局並びに会長に決裁をいただきまして、ホームページで公表していたんですが、特にこの桃色の付箋紙のほうが、昨年1年間の点検評価、そして黄色い付箋が今年度の活動計画ということになっておりまして、農業委員会として公表いたしますので、皆様にもご意見を求めて、修正等があればそれを反映したものを公表すべきと思ひまして、今回から皆様にもこの案の段階でお知らせをしたいと思った次第でございます。

きょうお配りしてこの場で何かご意見をくださいというのもちょっと急な話ですので、この資料はお持ち帰りいただいてお読みいただき、ここはこうがいいんじゃないのというご意見がございましたら、今月の26日金曜日ぐらいまでに事務局のほうに、私のほうにご連絡をいただくということで、皆様にご了解をいただければと思っております。一応データとか文言は全て入れて事務局のほうでも確認をしておりますので、もしご意見がなければ、この桃色、黄色については、このまま国・県へ報告をするとともに、ホームページで公表したいと思っております。もしご連

絡なければそのまま公表するというをご了解いただければと思っております。
よろしく願いいたします。

議長（西岡）

ただいま議案第4号につきまして、事務局のほうから説明がございましたので、どうぞ本日の資料をお持ち帰りになりまして、ご検討をいただきたいと思えます。

議案第5号 上天草市農業委員会農地等の利用の最適化の推進に関する指針の承認について

議長（西岡）

それでは、続きまして議案第5号上天草市農業委員会農地等の利用の最適化の推進に関する指針の承認について。農業委員会等に関する法律第7条第1項において、農業委員会は、農地等の利用の最適化の推進に関する指針を定めるよう努めること、また、第2項第2号において指針を見直す場合は、最適化推進委員の意見を聞くこととされていますので、意見を求めますということで、事務局のほうから説明をお願いいたします。

事務局（徳弘）

今度は青色の付箋紙、裏表印刷しております用紙になります。これも農業委員会制度が改正されまして、平成28年度から新たにずっと作成をしているものでございます。農地等の利用の最適化の推進に関する指針ということです。基本的な考え方と、具体的な目標と取り組み方法ということで、遊休農地の解消目標を22.0ha、裏面にまいりますと、担い手の農地利用集積目標を2ha、新規参入の推進目標を1経営体ということを目指してやっております。平成28年に定めまして、昨年ちょっと数値を変えましてこの形になっています。これも前回までは事務局で確認をして、決裁をとってということをやっていたんですけども、1年間の活動にかかわることになりますので、こちらも皆様からご意見をいただいてということをやったほうがいいということで、今回お諮りしたものです。農地の最適化の推進に関する指針ということになりますので、定めの方でも基本的にまず推進委員さんにご意見を伺って、それをもって農業委員会の方針ということにするということになっております。

こちらですね、お持ち帰りいただきまして、どういうことだ、ああこういうことかと、ということを確認いただいて、ご意見があれば、先ほどと同じように、今月の26日ぐらいまでに私のほうにご連絡をいただければということをご了承いただければと思っております。

これは昨年変更したものですので、日付が令和元年6月28日、昨年ですね、公表したものであるということになっております。これについて見直ししなくていいよということであれば、このままの形でそのままいきますということになりますので、申し添えます。これも先ほどと同じような方法がとれればと思っておりますので、よ

ろしくお願いいたします。

議長（西岡）

ただいま議案第5号につきましては、事務局のほうから説明がございましたように、最適化推進委員の意見を聞くということで、農業委員の意見は要らないということですか。

事務局（徳弘）

推進委員さんのご意見をもとに、この農業委員会として設定をするということになっております。

議長（西岡）

そういうことでございますので、ひとつ皆さん方、ご意見があります方は、26日までにご意見をいただきたいと思っております。

それでは、皆さん方のご協力をいただきまして、本日の総会の議事の審議が全て終了できましたことを厚く御礼を申し上げたいと思っております。

続きまして、事務局のほうから、皆さん方のお待ちかねのお土産がございますので、どうぞよろしくお願いをいたしたいと思っております。

（テープ終了）

その他

（最後に翌月の現地調査及び定例総会の日程について説明し閉会）

閉会 午前10時10分

会議の内容に相違なきことを認め、ここに署名する。

令和2年6月10日

上天草市農業委員会 会長

西 岡 光 雄

上天草市農業委員会 委員

木 嶋 千 子

上天草市農業委員会 委員

磯 田 清 俊